

保険料口座振替特約条項 目次

第1条	特約の適用範囲	第9条	がん保険等に適用した場合の特則
第2条	責任開始期および契約日の特則	第10条	責任開始期に関する特約とあわせて主契約に適用する場合の特則
第3条	保険料の払込	第11条	責任開始期に関する特約とあわせてがん保険等に適用する場合の特則
第4条	保険料口座振替不能の場合の取扱	第12条	三大疾病収入保障保険に適用した場合の特則
第5条	諸変更		
第6条	特約の消滅		
第7条	主約款の規定の準用		
第8条	変額保険、積立利率変動型終身保険または変額個人年金保険に適用した場合の特則		

保険料口座振替特約条項

(平成8年1月2日制定)

(平成21年4月2日改正)

(特約の適用範囲)

第1条 この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。

2 この特約を適用するには、次の条件を満たすことを要します。

号	この特約を適用する条件
(1)	保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下「提携金融機関」といいます。）に設置してあること
(2)	保険契約者が提携金融機関に対し、指定口座から会社の口座へ保険料の口座振替を委託すること

(責任開始期および契約日の特則)

第2条 この特約が適用され、第1回保険料（第1回保険料相当額の場合を含みます。以下同じ。）から口座振替を行う場合には、主たる保険契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、第3条（保険料の払込）第1項に定める第1回保険料の振替日を会社の責任開始の日とします。

2 月払の保険契約締結の際にこの特約を付加する場合には、次の各号に定めるところによります。

号	月払の保険契約締結の際にこの特約を付加する場合
(1)	主約款の規定にかかわらず、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日を契約日とし、契約年齢および保険期間は、その日を基準として計算します。
(2)	会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定に基づいて保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が発生したときは、前号の規定にかかわらず契約年齢および保険期間は、会社の責任開始の日を契約日とし、その日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払いもどし、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。

3 本条の規定にかかわらず、契約年齢が変更される場合など会社が認めたときは、主約款の規定に基づいて契約日を定めることができますものとします。

(保険料の払込)

第3条 保険料は主約款の規定にかかわらず、会社の定めた日（ただし、第2回以後の保険料の場合は、主約款の規定にかかわらず、払込期月中の会社の定めた日とします。以下「振替日」といいます。）に、指定口座から保険料相当額を会社の口座に振替えることによって会社に払込まれるものとします。ただし、振替日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日を振替日とします。

2 前項の場合、振替日に保険料の払込みがあったものとします。

3 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振替える場合には、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できないものとします。

4 保険契約者は、あらかじめ保険料相当額を指定口座に預入れしておくことを要します。

(保険料口座振替不能の場合の取扱)

第4条 振替日に第1回保険料の口座振替が不能となった場合には、保険契約者は、第1回保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払込んでください。この場合、第2条（責任開始期および契約日の特則）第1項の規定は適用しません。

2 振替日に第2回以後の保険料の口座振替が不能となった場合には、次の各号に定めるところによります。

号	第2回以後の保険料の口座振替が不能となった場合
(1)	月払保険契約の場合、翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行います。ただし、指定口座の預入額が2か月分の保険料相当額に満たない場合には、1か月分の保険料の口座振替を行い、払込期月が過ぎた保険料について払込みがあったものとします。
(2)	年払保険契約または半年払保険契約の場合、振替日の翌月の振替当日に再度口座振替を行います。

- 3 前項の規定による保険料口座振替が不能の場合には、保険契約者は、主約款に定める猶予期間内に払込期月を過ぎた保険料を、会社の本社または会社の指定した場所に払込んでください。

(諸変更)

- 第5条 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している提携金融機関を他の提携金融機関に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申出てください。
- 2 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申出て、他の保険料の払込方法<経路>を選択してください。
- 3 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関に変更するか、他の保険料の払込方法<経路>を選択してください。
- 4 会社は、会社または提携金融機関の事情により振替日を変更することがあります。この場合、会社はその旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

(特約の消滅)

- 第6条 次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

号	この特約が消滅する場合
(1)	他の保険料の払込方法<経路>に変更されたとき
(2)	第1条(特約の適用範囲)第2項に該当しなくなったとき

(主約款の規定の準用)

- 第7条 この特約条項に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

(変額保険、積立利率変動型終身保険または変額個人年金保険に適用した場合の特則)

- 第8条 この特約が変額保険(終身型)、変額保険(有期型)、変額保険(定期型)、積立利率変動型終身保険または変額個人年金保険に適用されている場合には、この特約条項の第2条(責任開始期および契約日の特則)第2項の規定は適用しません。

(がん保険等に適用した場合の特則)

- 第9条 この特約ががん保険、終身がん保険(08)またはがん入院保険に適用されている場合には、第2条(責任開始期および契約日の特則)第1項および第2項の適用に際しては、次のとおり読替えます。

- 「1 この特約が適用され、第1回保険料(第1回保険料相当額の場合を含みます。以下同じ。)から口座振替を行う場合には、主たる保険契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の規定にかかわらず、第3条(保険料の払込)第1項に定める第1回保険料の振替日を保険期間の始期の属する日とします。
- 2 月払の保険契約締結の際にこの特約を付加する場合には、次の各号に定めるところによります。
- (1) 主約款の規定にかかわらず、保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とし、契約年齢および保険期間は、その日を基準として計算します。ただし、がん給付の責任開始期の計算にあたっては、保険期間の始期を基準に計算するものとします。
- (2) 保険期間の始期から契約日の前日までの間に、主約款または特約条項の規定に基づいて死亡給付金等の支払事由(がん入院保険の場合、がん以外の事由による被保険者の死亡)または保険料の払込免除事由が発生したときは、前号の規定にかかわらず契約年齢および保険期間は、保険期間の始期の属する日を契約日とし、その日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払いもどし、不足分があれば領収します。ただし、死亡給付金等(がん入院保険の場合、責任準備金)の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。」

(責任開始期に関する特約とあわせて主契約に適用する場合の特則)

- 第10条 この特約を責任開始期に関する特約とあわせて主契約に適用する場合には、第2条(責任開始期および契約日の特則)第1項および第4条(保険料口座振替不能の場合の取扱)第1項の規定は適用しません。

- 2 この特約を責任開始期に関する特約とあわせて主契約に適用する場合、第3条(保険料の払込)は次のとおり読替えます。

「第3条 保険料は責任開始期に関する特約条項の規定にかかわらず、会社の定めた日(ただし、第2回以後の保険料の場合は、主約款の規定にかかわらず、払込期月(第2回目の保険料の場合、猶予期間を含みます。)中の会社の定めた日)とします。以下「振替日」といいます。)に、指定口座から保険料相当額を会社の口座に振替えることによって会社に払込まれるものとします。ただし、振替日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日を振替日とします。

- 2 前項の振替えを行う場合で第1回保険料と第2回以後の保険料の振替日が同日となる場合、合算した保険料の口座振替を行います。ただし、指定口座の預入額が合算した保険料相当額に満たない場合には、口座振替可能な回数分の保険料の口座振替を行い、第1回保険料から順に払込みがあったものとします。
- 3 前2項の場合、振替日に保険料の払込みがあったものとします。
- 4 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振替える場合には、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できないものとします。
- 5 保険契約者は、あらかじめ保険料相当額を指定口座に預入れしておくことを要します。」
- 3 この特約を責任開始期に関する特約とあわせて主契約に適用する場合、第4条(保険料口座振替不能の場合の取

扱)は次のとおり読替えます。

「第4条 責任開始期に関する特約条項第3条(第1回保険料の払込および猶予期間)に規定する払込期間(以下「第1回保険料の払込期間」といいます。)の振替日(第1回保険料の払込期間中に複数回の振替日がある場合、その最終の振替日とします。)に第1回保険料(前条第2項に該当する場合は合算した保険料。以下本項において同じ。)の口座振替が不能となった場合には、次の各号に定めるところによります。

- (1) 月払保険契約の場合、責任開始期に関する特約条項第3条(第1回保険料の払込および猶予期間)に規定する猶予期間(以下「第1回保険料の猶予期間」といいます。)中の振替日に第1回保険料と翌月分を合算した保険料の口座振替を行います。ただし、指定口座の預入額が合算した保険料相当額に満たない場合には、口座振替可能な回数分の保険料の口座振替を行い、第1回の保険料から順に払込みがあったものとします。
 - (2) 年払保険契約または半年払保険契約の場合、振替日の翌月の振替応当日に再度口座振替を行います。
- 2 振替日に第2回以後の保険料の口座振替が不能となった場合には、次の各号に定めるところによります。ただし、前項の場合は除きます。
- (1) 月払保険契約の場合、翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行います。ただし、指定口座の預入額が2か月分の保険料相当額に満たない場合には、1か月分の保険料の口座振替を行い、払込期が過ぎた保険料について払込みがあったものとします。
 - (2) 年払保険契約または半年払保険契約の場合、振替日の翌月の振替応当日に再度口座振替を行います。
- 3 第1項の規定による保険料口座振替が不能の場合には、保険契約者は、第1回保険料の猶予期間内に第1回保険料および払込期が過ぎた第2回以後の保険料を、会社の本社または会社の指定した場所に払込んでください。
- 4 第2項の規定による保険料口座振替が不能の場合には、保険契約者は、主約款に定める猶予期間内に払込期を過ぎた保険料を、会社の本社または会社の指定した場所に払込んでください。」

(責任開始期に関する特約とあわせてがん保険等に適用する場合の特則)

第11条 この特約を責任開始期に関する特約とあわせてがん保険、終身がん保険(08)またはがん入院保険に適用する場合には、第9条(がん保険等に適用した場合の特則)は適用せず、第2条(責任開始期および契約日の特則)第2項の適用に際しては、次のとおり読替えます。

「2 月払の保険契約締結の際にこの特約を適用する場合には、次の各号に定めるところによります。

- (1) 主約款の規定にかかわらず、責任開始期に関する特約において規定する保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とし、契約年齢および保険期間は、その日を基準に計算します。ただし、がん給付の責任開始期の計算にあたっては、保険期間の始期を基準に計算するものとします。
- (2) 保険期間の始期から契約日の前日までの間に、主約款または特約条項の規定に基づいて死亡給付金等の支払事由(がん入院保険の場合、がん以外の事由による被保険者の死亡)または保険料の払込免除事由が発生したときは、前号の規定にかかわらず契約年齢および保険期間は、保険期間の始期の属する日を契約日とし、その日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払いもどし、不足分があれば領収します。ただし、死亡給付金等(がん入院保険の場合、責任準備金)の支払があるときは、過不足分を支払金額と精算します。」

(三大疾病収入保障保険に適用した場合の特則)

第12条 この特約が三大疾病収入保障保険に適用されている場合には、第2条(責任開始期および契約日の特則)第1項の適用に際しては、次のとおり読替えます。

「1 この特約が適用され、第1回保険料(第1回保険料相当額の場合を含む。以下同じ。)から口座振替を行う場合には、主たる保険契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の規定にかかわらず、第3条(保険料の払込)第1項に定める第1回保険料の振替日を会社の責任開始の日(がん給付の責任開始期については第1回保険料の振替日からその日を含めて90日を経過した日の翌日)とします。」